平成２２年（フ）第３５２５号
札幌市白石区平和通４丁目北１番31―105号
債務者　宮下まゆみ（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３号
群馬県高崎市下佐野町945番地１　サニーハイツ201号
債務者　坂田由貴枝
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５０５号
静岡県沼津市下香貫林ノ下1926番地　佐野宏江方、住民票上の住所静岡県焼津市中港５丁目15番16号
債務者　杉谷　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８０号
名古屋市瑞穂区直来町４丁目11番地
債務者　中田　義明
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３０３号
名古屋市西区香呑町３丁目97番地　ＷＩＬＬ　ＳＴＡＧＥ　ＢＩＨＯＵ202号
債務者　山本　真美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８１号
堺市北区北長尾町３丁２番11号、前住所堺市堺区東雲西町２丁２番15号
債務者　ベーシックこと　田島　広明
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８４号
堺市堺区大仙西町５丁132番地12　いずみハイツ302号
債務者　岡﨑　敏子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６０４号
大阪府羽曳野市誉田３丁目11番６号
債務者　植野　隆司
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１０号
堺市中区陶器北734　三浦ハイツ201号室、住民票上の住所堺市中区新家町567番地15
債務者　穴田　龍夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８６号
大阪府松原市南新町６丁目５番12号
債務者　堀川　政佳
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
広島県三次市畠敷町546番地12
債務者　久行　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１１６号
北海道滝川市江部乙町西13丁目1542番地44
債務者　本川　裕司
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６４６号
岩手県奥州市胆沢区南都田字五松林59番地
債務者　千田　良重
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４２号
神奈川県伊勢原市板戸388―１　野村マンション205、住民票上の住所神奈川県平塚市中原２丁目３番50号　クレストハイムⅡ―102号
債務者　川上　　武
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７５号
神奈川県小田原市寿町５丁目２番３号、住民票上の住所神奈川県小田原市寿町５丁目２番４号
債務者　遠藤　直子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８３号
神奈川県秦野市南矢名５丁目18番37―109号
債務者　久保田　隆
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８０４号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴791番地の６
債務者　牛田　道子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部